《鴨川公園・嵐山公園・嵐山東公園・伏見港公園で撮影をご希望の場合》

下記事項をよくお読みになり、撮影等ご計画くださいますよう、ご協力お願いいたします。

〇撮影内容によっては都市公園法・条例上申請を受け付けられない場合もあります。あらかじめご了承ください。

〇申請から撮影希望日まで少なくとも７日（土・日・祝を除く）をみてください。手続は時間がかかります。

〇京都土木事務所施設保全・用地課第二係（電話：０７５－７０１－０１０２）にお問い合わせください。

〇利用状況や工事予定等によって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

（１）撮影希望　日時・場所をお決めください（予備日１日まで設定可）。

※鴨川公園=橋の上下流・左右岸でお考えください。（公園区域外は河川法上の手続きが必要な場合があります。）

※嵐山公園=亀山地区・臨川寺地区・中之島地区

※嵐山東公園=上流・グラウンド・松尾

（２）撮影要項を作成してください。（絵コンテ・台本・位置図・撮影機材等の資料含む）

（３）京都土木事務所施設保全・用地課第二係へ要項を FAX してください。（FAX：０７５-７０１－０１０４）

（４）FAX送信後、京都土木事務所施設保全・用地課第二係（電話：０７５－７０１－０１０２）へお電話ください。内容を確認し、必要な申請・届け出についてお伝えいたします。

（５）必要な申請書・届出書を京都府京都土木事務所 HP からダウンロードし、記入のうえ、京都土木事務所施設保全・用地課第二係まで来所 してください。

※来所が難しい場合は（４）の段階で担当にご相談ください。

〇一時使用届＝受理証をその場でお渡しします。

〇行為許可＝許可書発行まで７日（土・日・祝を除く）程度かかります。準備ができ次第ご連絡しますので、 許可書を当所まで受け取りにきてください。

※ 撮影の場合 １５,３００円 / 日が必要。

（京都府立都市公園条例の一部改正により、令和7年4月1日から17，440円／日になります。）

支払方法:京都府手数料等納付済証を貼り付けてください。

〇占用許可＝許可書発行まで７日（土・日・祝を除く）程度かかります。準備ができ次第ご連絡しますので、許可書を当所まで受け取りにきてください。

〇自動車乗り入れ承認＝その場で発行可能。

※荷物搬出入目的のみ許可（駐車不可）

※鴨川条例範囲内と嵐山・嵐山東公園内とでは申請書が異なります。

※自動車乗り入れ許可書は終了後返却してください。

撮影時には必ず許可書（一時使用届の場合は受領証）を携帯してください。

現場巡視員が呈示を求める場合があります。